

平成 12 年 国 勢 調 査 の 概 要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 12 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 12 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

調査の地域

平成 12 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成 12 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当

該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在いた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出境し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 12 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 16 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 6 項目、合計 22 項目について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月

- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在住居における居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 就業時間
- (12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (13) 仕事の種類
- (14) 従業上の地位
- (15) 従業地又は通学地
- (16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 家計の収入の種類
- (4) 住居の種類
- (5) 住宅の床面積
- (6) 住宅の建て方

調査の方法

平成12年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター) - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成12年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約94万である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務庁長官により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

集計結果の公表と報告書

集計は、総務省(平成13年1月5日以前は総務庁)統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主要な結果を収録した報告書を公表から約1か月後に刊行する。

1 速報集計

(1) 要計表による人口集計

都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、集計結果は、平成12年12月22日に公表されるとともに、同

日付けの官報に公示(総務庁告示第183号)された。

(2) 抽出速報集計

全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約100分の1の調査票を抽出し、主要な事項について集計するもので、集計結果は、平成13年6月に公表された。

2 基本集計

全数による基本的な集計を第1次～第3次の3段階に分けて行う。

(1) 第1次基本集計

人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯、住居、高齢世帯、外国人等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市の集計結果は、平成13年10月17日に公表されるとともに、人口及び世帯数(確定数)については同日付の官報に公示(総務省告示第651号)された。

(2) 第2次基本集計

人口の労働力状態、就業者の産業(大分類)別構成及び教育並びに夫婦と子供のいる世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成14年1月に公表された。

(3) 第3次基本集計

就業者の職業(大分類)別構成、母子世帯、父子世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成14年9月に公表された。

3 抽出詳細集計

市区町村の人口に応じ市区町村別に約2分の1から10分の1の世帯の調査票を抽出し、これを用いて、産業・職業の詳細な分類(小分類)に基づく就業者の経済的構成等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成16年6月頃公表予定である。

4 従業地・通学地集計

従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの事項を、第1次・第2次基本集計、第3次基本集計及び抽出詳細集計に対応する3段階に分けて集計する。

(1) 従業地・通学地集計 (第1次・第2次基本集計に対応)

全数により、従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成14年3月に公表された。

(2) 従業地・通学地集計 (第3次基本集計に対応)

第3次基本集計完了後、全数により、従業地による就業者の職業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成15年5月頃公表予定である。

(3) 従業地・通学地集計 (抽出詳細集計に対応)

抽出詳細集計完了後、抽出詳細集計に用いた調査票により、

従業地による就業者の産業・職業(中分類)別構成に関する事項を人口 10 万人以上の市段階まで集計するもので、平成 16 年 7 月頃公表予定である。

5 人口移動集計

人口の転出入状況や 5 年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などの事項を、第 1 次・第 2 次基本集計及び第 3 次基本集計に対応する 2 段階に分けて集計する。

(1) 人口移動集計 (第 1 次・第 2 次基本集計に対応)

全数により、人口の転出入状況に関する事項及び移動人口の労働力状態、産業(大分類)別構成及び教育に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成 14 年 4 月に公表された。

(2) 人口移動集計 (第 3 次基本集計に対応)

第 3 次基本集計完了後、全数により、移動人口の職業(大分類)別構成に関する事項を人口 20 万人以上の市段階まで集計するもので、平成 15 年 6 月頃公表予定である。

6 小地域集計

全市区町村について、第 1 次基本集計、第 2 次基本集計、第 3 次基本集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計に係る集計事項のうち、基本的な事項を基本単位区(基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区)別又は町丁・字等別に集計するもので、それぞれ該当する基本集計等の公表後、速やかに公表する予定である。

用語の解説

人口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時にあって、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいう。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している

場所をいい、次のとおり区分した。

自区で従業・通学 - 従業・通学先が常住している区と同一の区にある場合

自宅 - 従業している場所が自分の居住する家又は家に附属した店・作業所などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などの従業先がここに含まれる。また農家漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外 - 自区に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合

他市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している区以外にある場合

市内他区 - 従業・通学先が市内の他の区にある場合

県内他市町村 - 従業・通学先が県内の他の市町村にある場合

県外 - 従業・通学先が県外にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しにくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村を、それぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

昼間人口

昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計結果を用いて次式により算出された人口である。

・A市の昼間人口 = A市の常住人口 - A市からの流出口 + A市への流入人口

ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動については、考慮していない。これに対し、「常住人口」とは「常住地による人口」であり、「昼間人口」と対比する意味で「夜間人口」ともいう。なお、昭和55年以降の従業地・通学地集計結果における「常住人口」とそれにより算出される「昼間人口」には年齢不詳の者は含まれない。また、「市（区）内残留人口」とは、従業地と常住地が同一の市（区）にあり、流入・流出口以外の人口をいう。

なお、昼間人口の算出に際しては、15歳未満の通学者も含めて表章している。

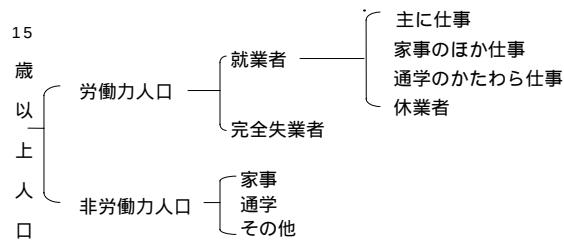
昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、次式により算出され、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

$$\cdot \text{A市の昼夜間人口比率} = (\text{A市の昼間人口} / \text{A市の常住人口}) \times 100$$

労働力状態

15歳以上の者について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



就業者 - 調査週間で、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをされていて、ほかに少しでも仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学していて、そのかたわら少しでも仕事をした場合

通学 - 主に通学していた場合

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

年 齢

年齢は、調査日前日現在による満年齢である。なお、調査年の10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚 - まだ結婚をしたことのない人

有配偶 - 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 - 妻又は夫と死別して独身の人

離別 - 妻又は夫と離別して独身の人

産 業

産業は、就業者について、調査週間で、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成12年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成5年10月改訂）を基に、これを平成12年国勢調査に適合するよう集約して編成したもので14項目の大分類、77項目の中分類、216項目の小分類から成っている。

また、産業（3部門）の区分は、「N分類不能の産業」を除く大分類を次のように区分したものである。

第1次産業 A 農業、B 林業、C 漁業

第2次産業 D 鉱業、E 建設業、F 製造業

第3次産業 G 電気・ガス・熱供給・水道業

H 運輸・通信業

I 卸売・小売業、飲食店

J 金融・保険業

K 不動産業

L サービス業

M 公務（他に分類されないもの）

昼間流入率・昼間流出率

昼間流入率とは、流入人口の当該市町村常住人口に対する割合であり、昼間流出率とは、流出人口の当該市町村常住人口に対する割合であり、それぞれ次式により算出される。

$$\cdot \text{A市の昼間流入率} = \frac{\text{A市から本市への流入人口}}{\text{A市の常住人口}} \times 100$$

$$\cdot \text{A市の昼間流出率} = \frac{\text{本市からA市への流出人口}}{\text{A市の常住人口}} \times 100$$

利用交通手段

従業地又は通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類を、次のとおり区分した。

徒歩だけ - 徒歩だけで通勤又は通学している場合

鉄道・電車 - 電車、気動車、地下鉄、路面電車、モノレールなどを利用している場合

乗合バス - 乗合バス（トロリーバス含む。）を利用している場合

勤め先・学校のバス - 勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合（従業員の送迎用に会社が借り上げたバスを利用している場合も含む。）

自家用車 - 自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）
を利用している場合

ハイヤー・タクシー - ハイヤー・タクシーを利用している
場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場
合も含む。）

オートバイ - オートバイ・モーターバイク・スクーターな
どを利用している場合

自転車 - 自転車を利用している場合

その他 - 船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用
している場合

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している
交通手段を、2 種類以上利用している場合はそのすべての交通手
段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、
行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集
計した。

学区

学区とは、小学校の通学区域であり、図 1 のとおりである。
ただし、中区のみ国勢統計区を用いている。

なお、平成 7 年国勢調査以降、平成 12 年 10 月 1 日までに
境界変更のあった学区について、本書では平成 7 年の数値の組
換を行っていないので前回比較をする際には注意されたい。

13 大都市及び距離圏

13 大都市とは地方自治法第 252 条の 19 の規定による政令
指定都市及び東京都の特別区をいう。

また地域区分として、都道府県及び市町村とともに、名古屋市
役所を中心点として、各市町村を 10Km ごとの距離帯に画定し
た距離圏を用いており、各距離圏に所属する市町村は図 2 のと
おりである。このとき一つの市町村が 2 以上の距離帯にわたる場
合は、原則として面積の大きい方で画定している。

【注意】

- 1 統計表中の内訳数値は、表章単位未満を四捨五入しているた
め、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の記号については、以下のとおりである
(1) 「0.0」 単位未満
(2) 「-」 該当数値のないもの
(3) 「…」 不詳